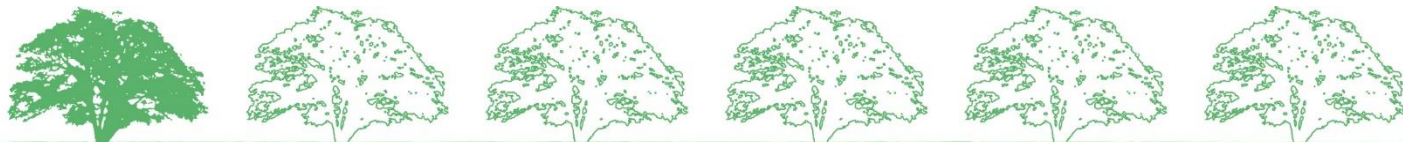


第1章

計画の基本的事項

1. 計画改定の背景
2. 計画改定の基本的な考え方
3. 計画の目的
4. 計画の基本理念
5. 計画の役割
6. 計画の期間
7. 計画の対象範囲
8. 計画の位置づけ





1. 計画改定の背景

私たちのまち大和は、境川とその流れの源を大和に発する引地川に囲まれ、神奈川の中核都市として発展してきました。

しかし、人口の集中や産業の拡大などによる都市としての発展に伴い、大気の汚染や身近な自然である緑の減少、廃棄物処理による環境への負荷の増大などの環境問題も明らかになってきました。また、基地をめぐる様々な問題も存在しています。

このような認識のもと、本市では、良好な環境の保全及び創造をしていくため、平成9年12月に「大和市環境を守り育てる基本条例」を制定し、これに基づき平成11年3月に「大和市環境基本計画」を策定しました。平成20年3月には目標設定水準や施策の見直し等により計画の改定を行いましたが、その後9年が経過し、計画の進捗状況や様々な社会情勢の変化などを踏まえ、さらなる見直しが必要となっています。

この間、本市は、平成21年2月に「健康都市 やまと」を宣言し、人、まち、社会の3つの健康領域において総合的に施策を進めることで「健康都市」を目指す取組みを進めてきています。また、平成23年3月の東日本大震災は、これまでの生活を見直すきっかけとなり、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの推進、循環型社会の実現への取組みを進めていく必要を明らかにしました。そうした中で、本市でも地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき「大和市地球温暖化対策実行計画」を平成23年6月に策定し、温室効果ガスの排出を抑制するための施策を総合的に進めてきました。

しかし、地球温暖化の問題は、予想される影響の大きさや深刻さからみて人類の生存基盤に関わる問題であり、その対策は待ったなしの状況にあります。国際的にも温暖化対策の新たな枠組みとなるパリ協定が発効し、地球規模で取組みの必要性が増しており、近年は頻発する大雨や高温などによる自然災害、健康への影響も懸念されるなど、自治体としても一層の対策の推進が必要となっています。

また、国においては、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、さらなる温室効果ガス削減の目標を定めたほか、第5次環境基本計画は国連の持続可能な開発目標の考え方も踏まえて策定する方針です。そのほかにも近年、「水循環基本法」や「自転車活用推進法」など環境に関わる個別分野での総合的な施策推進のための法整備がなされています。

こうしたさまざまな社会情勢の変化を踏まえ、かけがえのない環境を次世代を担う子どもたちに引き継ぐため、将来にわたって快適な環境と資源を保全する持続可能な社会の構築を目指し、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画を改定することとします。

2. 計画改定の基本的な考え方

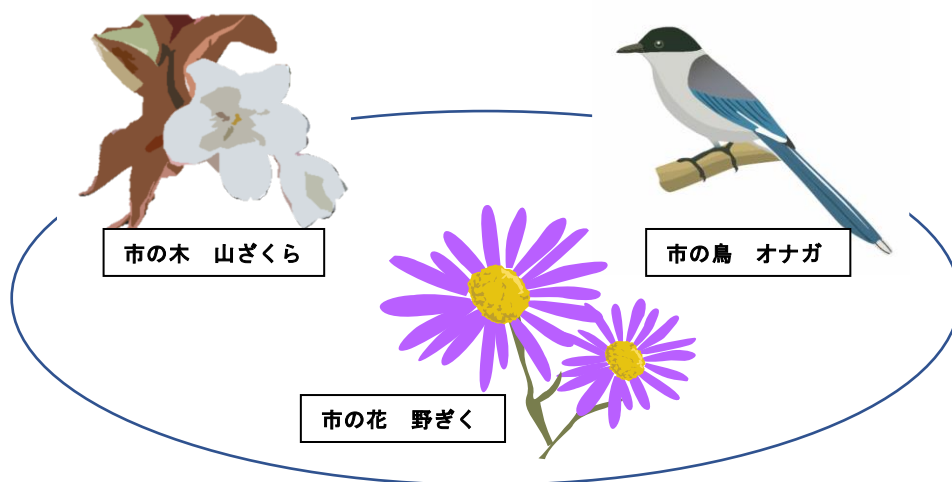
現行計画の目標や施策の達成状況等を踏まえて見直しが必要です。また、近年の地球規模での環境問題や、環境面での国における新たな取組みなどの社会情勢の変化を踏まえ、次に示す3つを基本的な考え方とします。

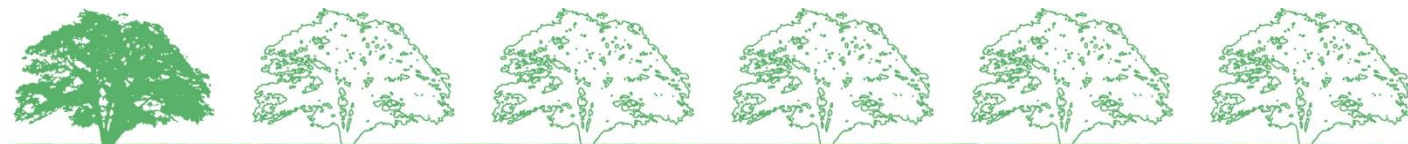
- (1) 計画の進捗状況を踏まえた目標設定や施策などを見直し
- (2) 前回改定以降の社会情勢の変化を踏まえ、今後取り組むべき施策などの反映
- (3) さらなる地球温暖化対策に向けた環境基本計画と地球温暖化対策実行計画の総合的な管理による施策の推進

3. 計画の目的

大和市環境を守り育てる基本条例では、本市の環境政策に関する基本的な枠組みを示すとともに、施策実現の中心的役割を担う手段として、環境基本計画の策定を義務づけています。

本計画は、条例の趣旨を実現するため、本市が実施する環境の保全と創造に関する施策の基本的な方向を示すとともに、市民、事業者に期待される取組みを明らかにし、様々な施策をすべての主体の公平な役割分担の下に、柔軟な連携を保ちつつ、将来を展望しながら総合的、計画的に推進するものです。





4. 計画の基本理念

本計画では、大和市環境を守り育てる基本条例第3条に掲げる環境の保全と創造についての4つの基本理念を、計画の基本理念として受け継ぎます。

○環境の恵みの享受と次世代への継承

きれいな空気や水をもつ良好な環境は、私たちに自然と触れて得られる人間性の回復や心身の休養といった恵みをもたらしてくれます。この良好な環境を守り、将来の市民へと引き継いでいきます。

○持続的に発展する循環を基調とした社会の構築

自然生態系の復元力には限りがあることを認識し、人と自然が共生した、環境への負荷の少ない、持続的に発展することができる、循環を基調とした社会の構築を目指します。

○市民、事業者、市の協働

環境の保全と創造は、市民、事業者、市が、それぞれの公平な役割分担の下に協力し、自主的かつ積極的に行っていきます。

○地球環境保全の推進

地球規模の環境問題は、人類共通の課題であると同時に、私たち市民一人ひとりにとっての問題でもあります。日常生活や事業活動のあらゆる場面で、地球環境の保全を積極的に進めていきます。

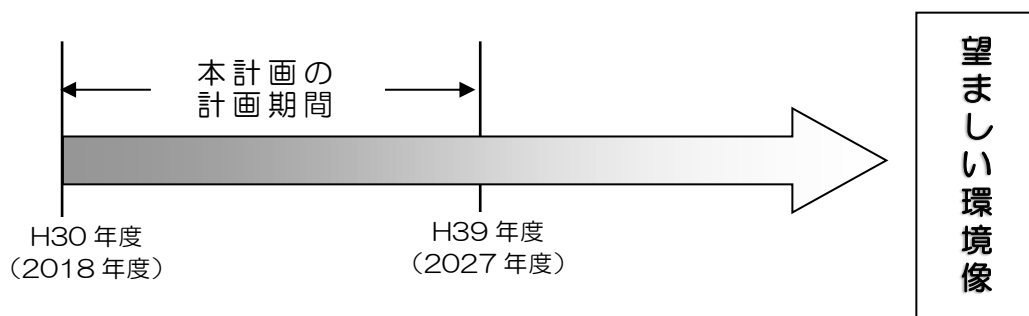


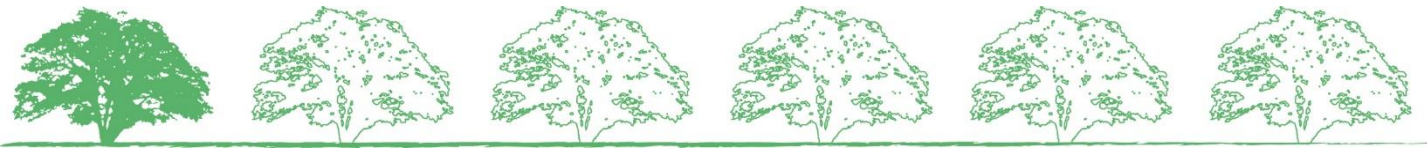
5. 計画の役割

- 望ましい環境像の実現のため、環境の現況と課題を把握し、具体的な目標と施策の体系を提示します。
- 「大和市都市計画マスタープラン」等のまちづくりに関する他の諸計画と連携し、「大和市総合計画」の環境分野を担う計画として、環境分野に関する施策に関し、より詳細にその考え方や内容、取組みを明らかにします。
- 環境の保全等に関する施策の実効性の確保のため、市民の自主性、自発性を尊重することを基本としつつ、市民、事業者、市による環境意識の共有化をはかり、三者が取り組むうえでの基本的指針を示し、一体となって達成に向け努力すべき共通の目標とするものです。
- 市域の環境の保全と創造、ライフスタイルの転換やリサイクルの推進をはじめとする循環型社会の構築に向けた取組みなど、様々な施策の実施を通じて、地球環境保全に貢献します。

6. 計画の期間

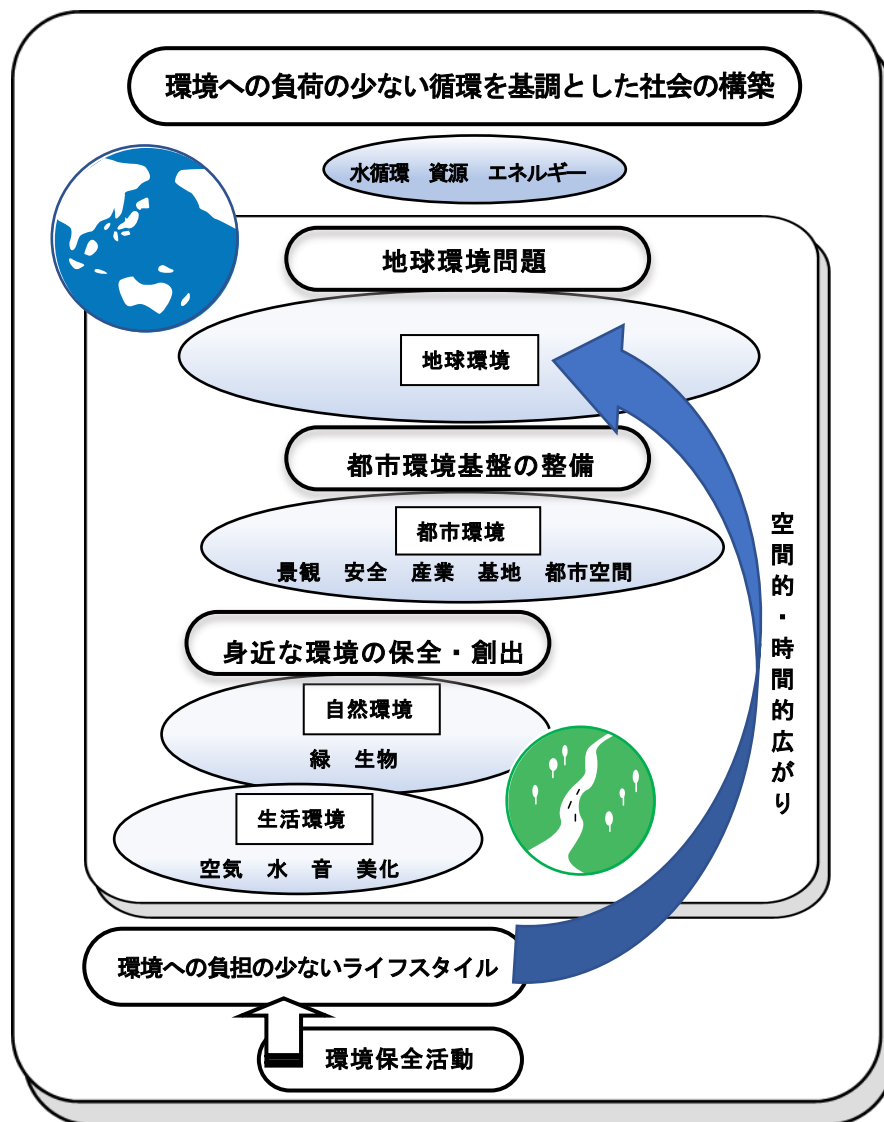
- 本計画は、望ましい環境像の実現に向けて、長期的な視点での取組みを目指しますが、そのステップとして平成 30 年度(2018 年度)から平成 39 年度(2027 年度)までの 10 年を計画期間とします。
- なお、他の計画との整合や取組みの進捗状況などとの調整、環境問題を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。





7. 計画の対象範囲

- 環境問題の空間的・時間的な広がりを見据え、社会のニーズや市民の意識の変化に対応し、必要な施策を講じられるように、生活環境や自然環境など身近な環境の保全と創出をはじめとし、安全で快適な都市環境基盤の整備、さらには、地球環境問題までを見渡してそれぞれの要素を設定します。
- これらの個別の環境課題への取組みを、各主体の環境保全活動によって支えられる、環境への負荷の少ない循環型社会の構築という視点で束ねます。



8. 計画の位置づけ

- 大和市環境を守り育てる基本条例第8条に基づき策定するもので、本市の「まちの健康」を支える環境分野の計画です。
- 環境の保全等に関する諸計画と連携を図りつつ、環境の保全等のための個別の施策を総合的かつ計画的に推進する上での、よりどころとなるものです。
- 本計画の「第5章 大和市地球温暖化対策実行計画」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」の第21条第3項に基づいて地方公共団体が策定する「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として位置づけます。

